

入札公告（建設工事）

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和4年5月31日

支出負担行為担当官
秋田地方法務局長 松井 博之

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 秋田地方法務局能代支局模様替工事
- (2) 工事場所 秋田県能代市大町5番36号
- (3) 工事内容

本工事は、秋田県能代市大町5番36号能代支局庁舎1階にある支局長室、会議室及び人権相談室を2階に移設し、また、1階書庫を4階及び5階に移設するための模様替工事を行うものである。

- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年11月18日（金）まで
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を、入札書に記載すること。

- (6) 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和3・4年度法務省競争参加資格において、業種区分「建築一式工事」の資格区分「D」等級以上に格付されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札のときまでの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 電子調達システムによる入札

本工事は、申請書及び資料の提出、入札を電子調達システム（政府電子調達（G E P S（<https://www.geps.go.jp/>））で行うことができる。

なお、電子調達システムより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面より行うこと（以下本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局会計課用度係（担当 藤原）

電話 018-862-1436（直通）

電子メールアドレス k.fujiwara.me4@i.moj.go.jp

(2) 入札説明書等の配布期間及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から令和4年6月23日（木）まで

イ 配布方法

(ア) 入札説明書等は、前記(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）又は電子調達システムからダウンロードできる。

なお、郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「秋田地方法務局能代支局模様替工事入札説明書請求」と朱書きした上、返信用として、住所、氏名及び郵便番号を記載し、郵便切手（390円）を貼り付けた角形2号の郵便封筒を同封して前記(1)まで送付すること。

(イ) 入手した詳細図面等は、発注者の承諾なく公表し、又は使用してはならない。

(3) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

公告の日から令和4年6月23日（木）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法及び提出場所

紙入札方式による場合は、前記(1)の場所に、申請書に令和3・4年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し及び暴力団排除に関する「誓約書」（役員名簿を含む。）を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

電子入札方式による場合は、申請書、令和3・4年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し及び暴力団排除に関する「誓約書」（役員名簿を含む）の全部又は一部を同システムにより提出するものとする。

なお、提出のあった書類について当局が審査を行い、合格した者が入札参加資格を有する者とし、審査の結果は、令和4年6月28日（火）までに適宜の方法により通知する。

(4) 仕様書に関する質問について

仕様書に質問等がある場合には、次に従い書面により提出すること。

ア 提出期間

公告の日から令和4年7月19日（火）午後5時まで

イ 提出場所

前記 4 (1)に同じ

ウ 提出様式

入札説明書を参照すること。

エ 回答方法

質問事項に対する回答書は、令和 4 年 7 月 2 5 日 (月) 午後 5 時までに競争参加資格確認申請書を提出した全員へ電話又は電子メールにより回答する。

(5) 入札書及び入札金額内訳書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和 4 年 7 月 2 7 日 (水) 午後 5 時まで

イ 提出方法

紙入札方式による場合、入札書と入札金額内訳書を別々の封筒に封入の上、封筒の表に会社名及び工事名を記載の上で密封し、持参又は郵送する方法による(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着。)

電子入札方式による場合、入札書は電子調達システムによる。ただし、入札金額内訳書の提出は、電子入札方式による場合でも、電子調達システムにより行うことを認めない。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 4 年 7 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時

イ 場 所 〒0 1 0 - 0 9 5 1

秋田市山王七丁目 1 番 3 号

秋田合同庁舎 5 階第一会議室及び電子調達システム

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行秋田支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行秋田支店)又は金融機関若しくは補償事業会社の補償を持って契約保証金の納付に換えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 現場説明会

令和4年7月12日（火）午後1時30分

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

前記4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も前記4(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。

以 上